

2. 舗装工事発注における業者選定

種別		選定要件(令和7年10月1日施行)
舗 装 工 事	対象工事	舗装工事(対象業者：三重県建設工事等入札参加資格者名簿で業種『舗装工事』の登録業者)
	発注方法	直接工事費が500万円以上の舗装工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする
	発注区分 と 総合点 ・ 地域要件 ・ 施工体制 等	1. 予定価格2.5億円以上の工事 発注に際しては県庁事業課と協議する
		2. 予定価格8千万円以上2.5億円未満の工事 総合点 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するAランクの者 830点以上 ②管外Aランクの者(下記注参照) 950点以上 注) 県内に建設業法に基づく主たる営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある管外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県内Aランクの者。(下記注2参照)
		③準県内Aランクの者(下記注参照) 1,100点以上 注) 県内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県外Aランクの者。(下記注2参照)
		3. 予定価格2.5千万円以上8千万円未満の工事 総合点 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するAランクの者 830点以上 ②準管内Aランクの者(下記注参照) 950点以上 注) 管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県内業者で、当該年度又は過去15か年度の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県内Aランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。
		③準県内Aランクの者(下記注参照) 1,100点以上 注) 管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県外Aランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。(下記注2参照)
		4. 予定価格6百万円以上2.5千万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するA・Bランクの者 ②準管内A・Bランクの者(下記注参照) 注) 管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県内業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する管外A・Bランクの者。(下記注3参照)
		5. 予定価格6百万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するBランクの者 ②準管内Bランクの者(下記注参照) 注) 管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県内業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する管外Bランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。

注1 営業所の定義、及び施工能力の確認方法については次ページ参照のこと。

注2 なお、対象業者数が著しく少ない熊野建設事務所管内等では、『①上記県内要件は欠くが、過去5年間に当該管内で同規模以上の県発注舗装工事の実績がある県外Aランク1,000点以上の者』。もしくは、『②管内にAsプラント又は施工機械を有する管内に本社を有する者で、舗装工事の総合点が830点以上あり過去5年間に当該管内で同規模以上の県発注舗装工事の実績がある者』にあっては、競争入札審査会において技術力・施工能力・施工体制等が確認できる場合は、当該工事の入札参加を認めることができるものとする。

注3 なお、参加可能業者数に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件及び準県内業者(熊野建設事務所において、上記注2の記載に準じた準県内業者を含む。)の参加を設定することができる。

●舗装工事発注に係る参加資格条件としての営業所の定義

- (1) 県内業者にあつては、建設業法に基づく営業所で、三重県税（法人県民税・法人事業税）の納税申告書（課税標準の分割に関する明細書）を提出、若しくは法人市町民税等を納入しているもの。
- (2) 県外業者にあつては、県内に設置された建設業法に基づく営業所で、三重県税（法人県民税・法人事業税）の納税申告書（課税標準の分割に関する明細書）を提出、若しくは法人市町民税等を納入しているもの。

●施工能力の確認（1年1回以上、認定基準日時点の保有並びに県内の所属等を確認）

- (1) As プラントは、①自社所有にあつては『ばい煙発生施設設置届出書』による確認、②前記届出業者と共同運営（出資者数は5者を上限とする）にあつては『当該協定書若しくは契約書』を確認。
- (2) 施工機械は、モーターグレーダー、アスファルトフィニッシャー、マダムローラー、タイヤローラーを所有又は3年以上リース契約（車検証、リース契約書、特定自主検査記録表、対人対物保険証等で確認）しており、保守・管理し常時使用可能な状態にあることを確認。
- (3) 施工体制は、常勤の技能職員（下記により確認）、及び現場管理に必要な機器類（下記設備を写真等で確認）を有していることを確認。
 - ①県内業者で本店に係る常勤の技能職員の確認は、ランク付要件確認時をもって行う。
 - ②県外・県内業者で支店・営業所に係る常勤の技能職員の確認は、1級若しくは2級建設機械施工技士（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等による在籍確認と資格証確認）が1名以上とする。
 - ③現場管理に必要な設備は、はかり（秤量5kg以上感量0.5g以下のもの、試料全質量の0.1%以上の精度のもの）、乾燥機（排気口のあるもので、 $105\pm 5^{\circ}\text{C}$ に保全できるもの）、ふるい（JIS Z8801 標準ふるい）、プロフィールメーター（3mプロフィールメーター）とし、写真提出で確認する。

注）上記施工能力の確認を要する者は、該当する発注機関に確認出来る資料を提出し、事前若しくは事後（契約締結前まで）に承認を得るものとする。